



埼玉県報

第 2744 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 30 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- スタジオオーディオミキサーシステムに関する入札公告（入札課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福

社課)

- 公益事業における争議行為の予告（勤労者福祉課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第 10 回）（市街地整備課）
- 埼玉県立図書館空調設備賃貸借に関する入札公告（熊谷図書館）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道東大久保ふじみ野線の区域変更（川越県土整備事務所）
- 県道東大久保ふじみ野線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 12・1 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

告 示

埼玉県告示第千二百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ふくじゅ草

三 代表者の氏名

山道 信之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市半田四百十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ活動や、文化活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」ことを念頭に置いて、世代を超えた多くの人々の多様な交流の機会や場を提供する事業を行うことで、心身の健康と豊かな生活を実現し、ひとづくり、まちづくり、地域におけるコミュニティの活性化などの公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青藍会

三 代表者の氏名

等々力 健治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目四番四十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児、その家族に対し適切な療育、支援を行い必要な福祉サービスが提供され充実した生活を安心して送ることができるとする支援体制を創造することにより、社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成26年度）（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期满了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	428	289	82	80	12	143		1		607
研究職	15	12	2	1	0	0				15
医療職	57	22	12	30	1	18				83
技能労務職	18	26	3	1	1	14		1		46
教育職	2,849	1,218	334	195	19	895	1	9		2,671
警察職	614	163	118	235	9	9		5		539
企業職	271	22	11	142	1	20			1	197
合計 (構成比)	4,252	1,752 (42.1%)	562 (13.5%)	684 (16.5%)	43 (1.0%)	1,099 (26.4%)	1 (0.0%)	16 (0.4%)	1 (0.0%)	4,158 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成26年度）

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	76	151	122	76	46	21	9	4
研究職	2	8	11	7	9	1		
医療職	12	15	14	5	4	3	1	
技能労務職								
教育職								
企業職	84	38	28	20	11	5	3	2
合計 (構成比)	174 (22.3%)	212 (27.1%)	175 (22.4%)	108 (13.8%)	70 (9.0%)	30 (3.8%)	13 (1.7%)	6

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	50	67	82	10	16	6	2	1
医療職	5	2						
技能労務職								
教育職								
合計 (構成比)	55 (22.9%)	69 (28.8%)	82 (34.2%)	10 (4.2%)	16 (6.7%)	6 (2.5%)	2 (0.8%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職(教員)	178	280	3	188	7
合計 (構成比)	178 (27.4%)	280 (43.1%)	3 (0.5%)	188 (29.0%)	7

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	27	19	13	5	3	
研究職	2					
技能労務職						
警察職	382	237	65	40	22	
合計 (構成比)	411 (50.4%)	256 (31.4%)	78 (9.6%)	45 (5.5%)	25 (3.1%)	0

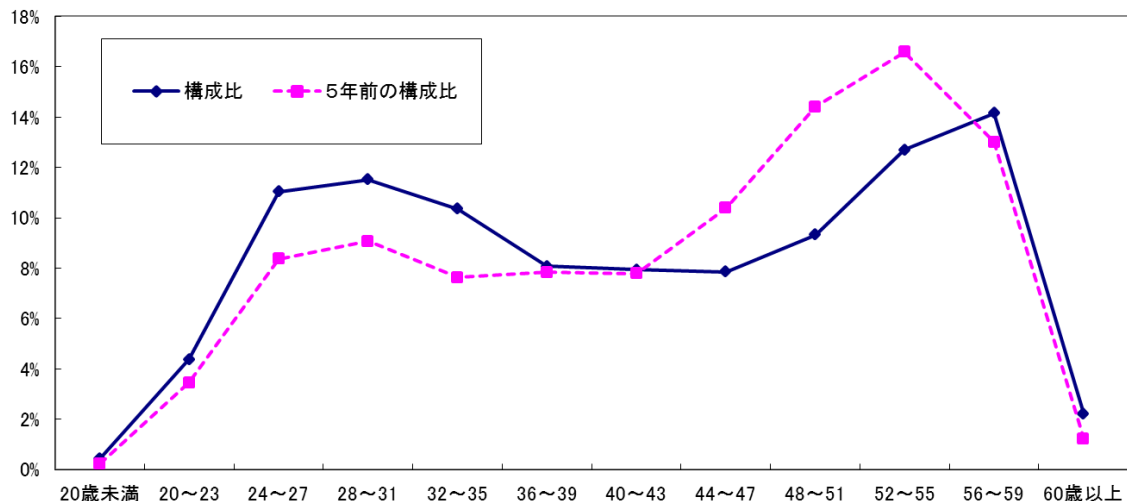
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	65	65	0	
	総務	1,142	1,185	+43	スポーツ振興課の移管など
	税務	577	568	▲9	個人県民税市町村支援体制の重点化など
	民生	1,024	1,042	+18	認知症施策の推進など
	衛生	1,265	1,259	▲6	越谷市への権限移譲に伴う減員など
	商工	311	316	+5	先端産業創造プロジェクトの推進など
	労働	202	206	+4	就職相談事業の拡大など
	農林水産	866	863	▲3	農業大学校の移転業務の完了など
	土木	1,243	1,248	+5	大規模施設改修業務など
	小計	6,695	6,752	+57	
	教育部門	41,028	40,943	▲85	スポーツ振興課の移管など
警察部門	12,504	12,583	+79	警察官の増員など	
小計	60,227	60,278	+51		
公営企業部門	病院	2,080	2,156	+76	小児医療センターの移転への対応など
	水道	324	330	+6	耐震補強工事の促進など
	下水道	118	118		
	その他	82	82		
	小計	2,604	2,686	+82	
合計		62,831	62,964	+133	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 278	人 2,754	人 6,948	人 7,256	人 6,523	人 5,086	人 5,001	人 4,943	人 5,876	人 7,996	人 8,907	人 1,396	人 62,964

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数の管理については、平成26年3月に策定した「埼玉県行財政戦略プログラム」において、不断に執行体制の効率化を図るとともに、社会経済情勢や県民ニーズに応じて真に必要な分野に職員定数を重点的に配分することとしています。

このため、業務改善や事務事業の見直しなどにより、毎年度、定数の1%以上の削減を行い、増員は原則として削減の範囲内で措置することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費
平成26年度	人 7,304,896	千円 1,706,413,282	千円 6,379,565	千円 613,823,433	% 36.0	% 36.3

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 60,226	千円 275,798,491	千円 61,933,303	千円 106,339,878	千円 444,071,672	千円 7,373

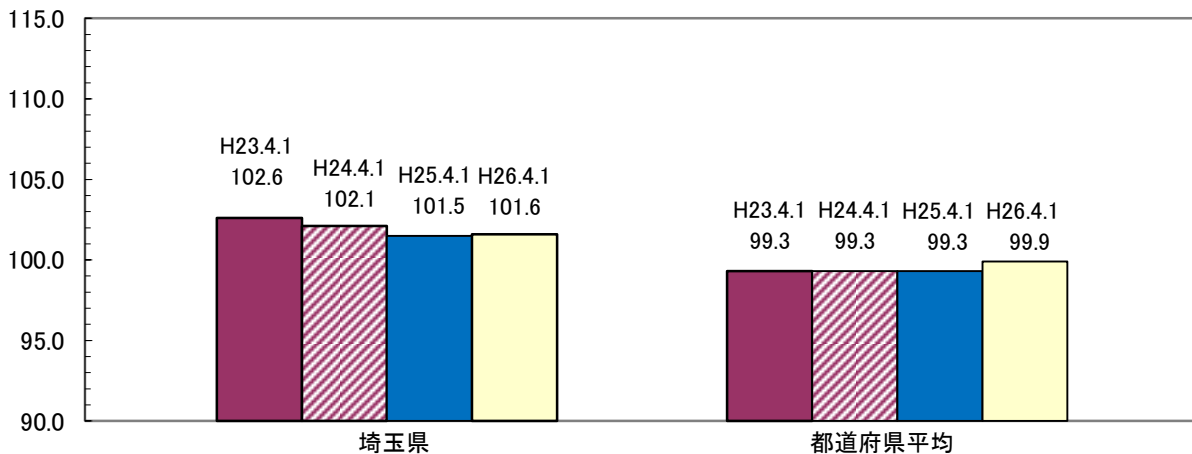
(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.3 歳	335,158 円	427,918 円
技能労務職	54.5 歳	352,609 円	409,436 円
高等学校等教育職	45.2 歳	381,753 円	453,374 円
小中学校教育職	42.3 歳	354,634 円	416,933 円
警察職	37.8 歳	321,334 円	461,341 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	180,800 円	193,500 円
	高校卒	146,500 円	157,700 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	160,900 円
	中学卒	133,450 円	141,850 円
高等学校教育職	大学卒	201,900 円	216,100 円
	高校卒	157,100 円	172,500 円
小中学校教育職	大学卒	201,900 円	216,100 円
警察職	大学卒	209,600 円	224,000 円
	高校卒	181,300 円	189,800 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

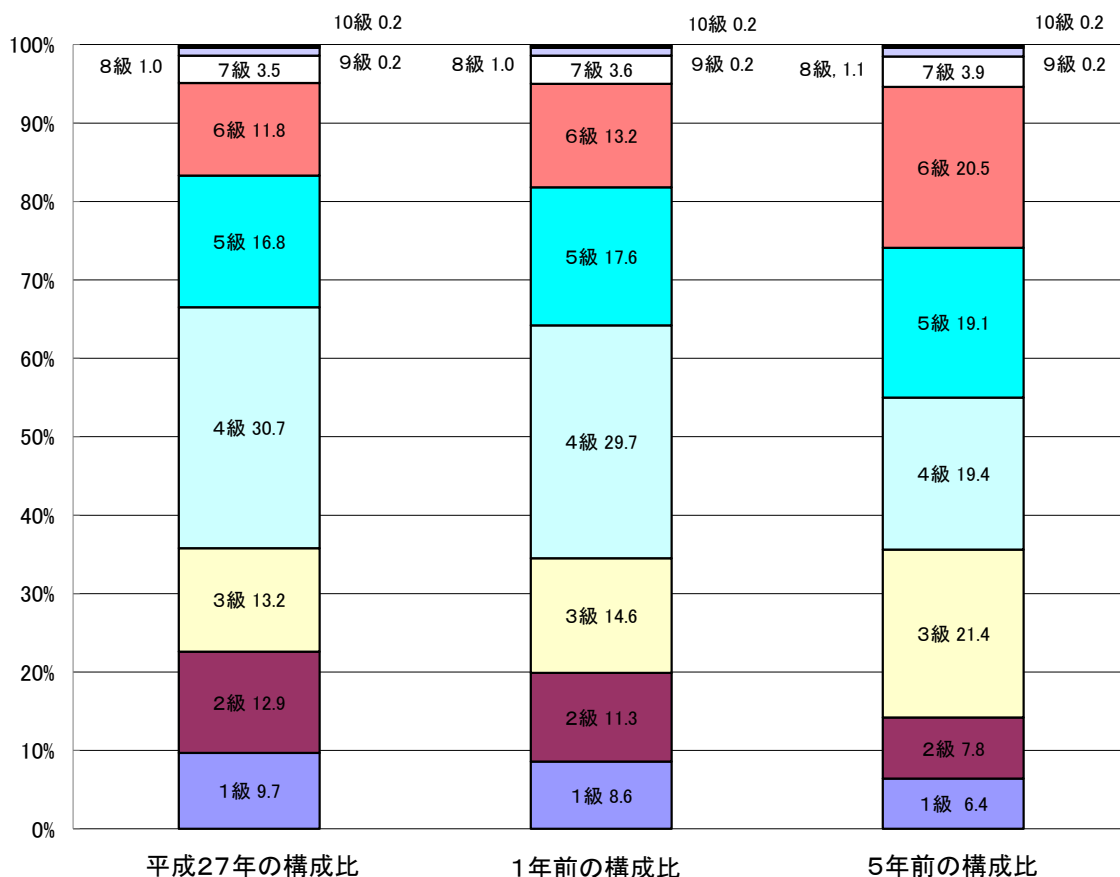
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	288,219 円	373,416 円
	高校卒	239,780 円	342,878 円
技能労務職	高校卒	—	322,610 円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	334,292 円	415,718 円
	高校卒	—	324,661 円
小中学校教育職	大学卒	336,308 円	405,400 円
警察職	大学卒	310,753 円	404,006 円
	高校卒	268,722 円	368,946 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	主査 主任	主幹	副課長 主幹	課長	副部長	部長	本庁部長	
職員数	人 855	人 1,135	人 1,168	人 2,712	人 1,485	人 1,043	人 308	人 88	人 17	人 16	人 8,827
構成比	% 9.7	% 12.9	% 13.2	% 30.7	% 16.8	% 11.8	% 3.5	% 1.0	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への勤務成績の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。
 課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（6～3以下の号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成26年度決算） 1,649 千円	—
（平成26年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.45 月分 0.70 月分）	（平成26年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.45 月分 0.70 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。
課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合（5段階）を決定。
副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

埼玉県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成26年度決算)	(自己都合) 3,560 千円	(勸奨・定年) 23,308 千円			

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	20,670,656 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	344 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	8,668人
東京都特別区等	11%	10人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	3,701,509 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	141 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度決算）	43.6 %
手当の種類（手当数）	26 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,000 円～6,800 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 730 円～1,100 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,400 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	11,581,168 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	548 千円
支給実績（平成25年度決算）	11,543,926 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	533 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,760,273	千円 236
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4,036,590	千円 368
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円(又は50,300円)以内	同		千円 114,883	千円 2,735
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 6,597,716	千円 127
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 35,519	千円 317
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 0	千円 0

へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 172	千円 57
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,432,811	千円 350
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～30,000円	同		千円 1,257,484	千円 292
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 100,397	千円 549
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 3,471,991	千円 814
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 → 月額2,000～8,000円			千円 2,722,084	千円 72
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 183,066	千円 364
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 232,811	千円 398
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 34,038	千円 299

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事	(平成26年度支給割合) 2.48 月分 (3.10 月分)		
	副知事	2.79 月分 (3.10 月分)		
退 職 手 当	議 長	(平成26年度支給割合)		
	副議長 議 員	2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	1,420,000 円×12×在職年数×0.60	40,896,000 円	任期毎
		1,134,000 円×12×在職年数×0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 1 期末手当の()内は、減額措置を行う前の支給割合です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成26年度	千円 1,604,820	千円 495,937	千円 191,813	% 12.0	% 10.5

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,650千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 30	千円 110,680	千円 34,580	千円 43,128	千円 188,388	千円 6,280

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
39.8歳	335,231円	522,033円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成26年度決算） 1,438千円	
（平成26年度支給割合）	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成26年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	8,468 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成26年度決算)	282 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	30人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	3,189 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	177 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)	60.0 %		
手当の種類 (手当数)	3 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が 深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成26年度決算)	9,694 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	359 千円
支給実績 (平成25年度決算)	8,062 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	310 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 3,408	千円 284
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 857	千円 214
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円 (又は50,300円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,241	千円 223
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円～10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 2,718	千円 906

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成26年度	千円 41,370,658	千円 4,692,968	千円 2,026,967	% 4.9	% 5.2

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費649,459千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 325	千円 1,315,877	千円 402,127	千円 508,078	千円 2,226,082	千円 6,849

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.2歳	346,745円	528,362円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成26年度決算)	1,462千円	
(平成26年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.50 月分
	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成26年度決算)	178千円	23,931千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	99,701 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	290 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	343人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	40,242 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	173 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	67.2 %		
手当の種類（手当数）	3 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	119,215 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	385 千円
支給実績（平成25年度決算）	107,705 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	351 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 36,443	千円 234
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 18,904	千円 292

初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円(又は50,300円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 55,996	千円 176
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円~10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円~18,000円	同		千円 44	千円 9
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 32,176	千円 1,005

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成26年度	千円 13,856,244	千円 △12,338,792	千円 210,568	% 1.5	% 3.8

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費110,395千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 37	千円 166,872	千円 48,896	千円 67,732	千円 283,500	千円 7,662

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.1歳	382,813円	588,282円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成26年度決算）	
1,737千円	
（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勤奨・定年)
(平成26年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	13,019 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	334 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	38人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	657 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	60 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	28.2 %		
手当の種類（手当数）	2 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	14,439 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	451 千円
支給実績（平成25年度決算）	14,822 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	463 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,169	千円 236
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,567	千円 285
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円(又は50,300円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5,496	千円 153
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円～10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円～18,000円	同		千円 8	千円 8
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 7,512	千円 1,073

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成26年度	千円 48,559,564	千円 △4,897,568	千円 20,354,138	% 41.9	% 45.5

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費317,228千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 2,059	千円 8,509,244	千円 4,497,490	千円 3,252,271	千円 16,259,005	千円 7,897

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
36.9歳	340,563円	560,992円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成26年度決算)	1,175千円	
(平成26年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.50 月分
	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成26年度決算)	1,204千円	22,111千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	669,250 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成26年度決算)	321 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	201人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	327,012 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	309 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度決算)	48.9 %		
手当の種類 (手当数)	9 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円
新生児担当医手当	小児医療センター未熟児・新生児科に所属する医師	新生児の診療業務	業務1件10,000円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成26年度決算)	1,595,638 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	951 千円
支給実績 (平成25年度決算)	1,696,402 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	1,005 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 132,525	千円 207
住居手当	①借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 135,906	千円 298

初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円(又は50,300円)以内	同		千円 761,346	千円 3,128
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 201,734	千円 140
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 972	千円 486
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、2,100~30,000円	同		千円 162,120	千円 333
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000~18,000円	同		千円 5,149	千円 223
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額62,900円~139,600円	同		千円 85,503	千円 954

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	46,453,617	816,963	789,875	1.7	2.1

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費399,450千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	118	500,078	151,272	164,069	815,419	6,910

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.5歳	368,579円	591,226円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成26年度決算）	
1,977千円	
（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成26年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	38,303 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	319 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8%	120人

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	30 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	2 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	14.2 %		
手当の種類（手当数）	4 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等業務手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での向上作業等	日額370円

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	63,526 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	722 千円
支給実績（平成25年度決算）	53,504 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	615 千円

(注) 1 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 15,009	千円 250
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 5,976	千円 352
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 307,000円(又は50,300円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 15,360	千円 162
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 26,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円～18,000円	同		千円 28	千円 14
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 13,239	千円 1,018

(注) 平成26年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

平成26年の職員1人当たりの平均使用日数：8.9日

(3) 病気休暇の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	375
教育委員会	1,297
警察本部長	162
計	1,834

(4) 特別休暇の状況（平成27年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）
8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間

10 忌引休暇	親族		日数	
	配偶者		10日	
		血族	姻族	
	1 親等直系尊属	7日	3日	
	1 親等直系卑属	7日	1日	
	2 親等直系尊属	3日	1日	
	2 親等直系卑属	1日	-	
	2 親等傍系者	3日	1日	
	3 親等傍系尊属	1日	-	
11 父母等の追悼のための休暇	1日			
12 夏季休暇	5日			
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間			
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間			
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間			
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間			
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間			
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間			
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間			

(5) 介護休暇の取得状況（平成26年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	16	16	3	11	2					
女性職員	41	41	7	25	8		1			
計	57	57	10	36	10	0	1	0	0	0

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間							
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	16	13	3		16	4	2	3	1	2	4	
女性職員	41	40	1		41	14	7	3	4	2	11	
計	57	53	4	0	57	18	9	6	5	4	15	

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

4 職員の休業に関する状況（平成26年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

(注) 上段は、平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成25年度以前から平成26年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 取得状況（平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1		1					
女性職員								
計	1	0	1	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員	1				1
女性職員					0
計	1	0	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	2	1	1
	4	2	2
女性職員	2	2	
	3	2	1
計	4	3	1
	7	4	3

(注) 上段は、平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成25年度以前から平成26年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 取得状況（平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	2	1				1		
女性職員	2			2				
計	4	1	0	2	0	1	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員		1	1	2
女性職員	1	1		2
計	1	2	1	4

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（平成26年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員					
計	0	0	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員				0
女性職員				0
計	0	0	0	0

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成26年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性職員	33	9	1	1,466	21	3	
	2	3	1				
女性職員	978	222	83	987	961	25	48
	1,233	212	94				
計	1,011	231	84	2,453	982	28	48
	1,235	215	95				

(注) 上段は、平成26年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成25年度以前から平成26年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成26年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

（ア）育児休業承認期間

（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	18	14	1				33
女性職員	29	261	287	188	112	101	978
計	47	275	288	188	112	101	1,011

（イ）部分休業承認期間

（単位：人）

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	7		1	1			9
女性職員	148	18	10	11	35		222
計	155	18	11	12	35	0	231

（単位：人）

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	2	4	3		9
女性職員	39	99	55	29	222
計	41	103	58	29	231

（ウ）育児短時間勤務承認期間

（単位：人）

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員				1	1
女性職員	16	8	15	44	83
計	16	8	15	45	84

（5）大学院修学休業の状況

ア 取得者数

（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
	1
女性職員	
計	1
	1

（注）上段は、平成26年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成25年度以前から平成26年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（平成26年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

（単位：人）

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員		1		1
女性職員				0
計	0	1	0	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成26年度）

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
		1	1	768	800			769	801		1

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)			1						1			
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)					766	798			766	798		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)				1						1		
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					2	2			2	2		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計	0	0	1	1	768	800	0	0	769	801	0	0
法第28条第4項により失職した者												1

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます（以下同じ。）。

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
8	12	9	4	9	15	9	16	35	47

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	5	5	2	1	2	5	2	4	11	15
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	4							2	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	1	3	7	3	7	10	7	12	22	28
合計	8	12	9	4	9	15	9	16	35	47

6 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成26年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。
	「部課所長会議」 適宜、課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	適宜、通知文等により全職員に対して意識啓発を図るとともに、12月～1月に各所属において、職員の不祥事防止に向けての職場研修を実施した（事務局）。 校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した（県立学校）。

警察本部長	警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（服務を含む）教養を実施した。 各所属における職場教養において、職務倫理（服務を含む）に関する機会教養を実施した。 職務倫理（服務を含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施した。
-------	---

イ 職員への周知の状況（平成26年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成26年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（平成26年度）

営利企業等の従事制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業等への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,527	大学等の非常勤講師、講演等の講師、柔剣道の審判員
教育委員会	3,023	
警察本部長	107	
計	4,657	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計画
知事等 教育委員会	平成26年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成26年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成26年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 84回	それぞれの職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～8日	2,617人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修 32コース 58回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,154人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース 4回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～3日	183人

特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 16コース 58回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～3日	1,766人
------	---------------------------------------	---------	--------------	------	--------

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 20講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	5～25日	3,784人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 19講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～11日	1,492人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 37講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	1,440人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	678人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務を執行する上で、必要な基本的知識及び技能を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 6課程 22回	それぞれの職務の階級別区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間～ 4か月	769人
部門別任用科	職務を執行する上で、必要な専門かつ高度な技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	2週間～ 4週間	196人
専科教養	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施する研修 33課程 54回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日～ 4週間	1,566人
講習	特定に分野に関する専門的かつ最新の知識を修得させるために実施する研修 226課程 1,370回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日～ 340日	61,670人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価
対象職員	一般職の職員
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）

評価の基準	○主幹級以上の職員		
	・実績評価（最終評価）		
	評語	内容	分布制限
	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内
	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内
	B	実績が良好である	分布制限なし
	C	実績がやや良好でない	
	D	実績が良好でない	
	・能力評価（最終評価）		
	評語	内容	分布制限
	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内
	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内
	B	職位における期待水準である	分布制限なし
C	職位における期待水準を下まわる		
D	職位における期待水準を大きく下まわる		
○主査級以下の職員			
・実績評価（最終評価）			
評語	内容		
s	職位に期待される役割を大きく上まわる		
a	職位に期待される役割をやや上まわる		
b	職位に期待される役割をあげている		
c	職位に期待される役割をやや下まわる		
d	職位に期待される役割を大きく下まわる		
・能力評価（最終評価）			
評語	内容		
S	職位における期待水準を大きく上まわる		
A	職位における期待水準を上まわる		
B	職位における期待水準である		
C	職位における期待水準を下まわる		
D	職位における期待水準を大きく下まわる		
評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。		
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）		

<教育委員会（教員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目標による管理の手法の導入 ・実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価 ・複数の評価者による評価 ・評価結果のフィードバック ・評価結果の活用(人材育成、人事管理等) ・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置 										
対象職員	・すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)										
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日：2月1日 ・評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 										
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容										
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている										
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである										
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である										
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている										

評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。
その他	評価者研修会を実施（教育委員会主催）

<警察本部長>

評価制度の概要	勤務評定は、実績評定及び能力評定の区分により実施している。 1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。 2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評定日 : 12月1日 (2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評定結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,731人	全 員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,645人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,832人	30歳及び35歳以上の 希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 299人	36、46、51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 3,688人	全員（一部35歳及 び40歳以上）	○	○	
元 気 回 復	スポーツ大会	バレーボール外 2,112人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 20,706人	全 員		○	
	その他	体育文化活動の促進 16件	該当団体		○	
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 215人	30歳以上の 希望者	○	○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 28,694人	希望者		○	○
	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 396人	全員	○		
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 8,020人	全員	○		
	結核検診(県立学校)	胸部X線 7,897人	全員	○		
	がん検診	胃 3,135人	35歳以上 希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 58,669件	全員		○	○
そ の 他	ライフプラン セミナー	年代別及び禁煙プログラムのセミナーの開催 3,327人	希望者 (40歳以上)	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 6,015人	全員 (35歳以上の人間ドック希望者を除く。)	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 6,241人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 483人	希望者		○	
元気回復	アフォーティブレクシオン	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 9,941人	希望者			○
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 1,231人	該当者	○	○	
	各種厚生事業	各種保険事業	該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 216,747件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金 等 1,851件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金 等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付給付、一部負担金払戻金 1,506件	該当者		○	

長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 422件	該当者		○	
--------------	---------	-----------------	-----	--	---	--

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費等 841,021件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 9,633件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 7件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 9,450件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	障害共済年金等 1,059件	該当者		○	

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成26年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 310,447件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,152件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,278件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 748件	該当者		○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成26年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	73	8	81
教育委員会	353	30	383
警察本部長	271	23	294
合計	697	61	758

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成26年度）

（1）採用試験の実施状況（平成26年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加2内の年齢は平成26年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成5年4月2日以降に生まれた人で、平成27年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成27年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 平成26年6月22日	第1次合格発表日 平成26年7月1日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	福祉		第2次試験日 平成26年7月7日	最終合格発表日 平成26年8月22日	
	心理		～8月8日		
	設備				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日～平成3年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人 平成3年4月2日以降に生まれた人で、平成27年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	獣医師		<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日～平成3年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人 平成3年4月2日以降に生まれた人で、平成27年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人 		

	保健師	・昭和59年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人				
	管理栄養士	・昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人 ・平成5年4月2日以降に生まれた人で、平成27年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は平成27年春季の国家試験で取得見込みの人				
職員採用 初級試験	一般事務	・平成5年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 平成26年9月28日	第1次合格発表日 平成26年10月8日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分	
	総合土木		第2次試験日 平成26年10月16日 ～10月30日	最終合格発表日 平成26年11月27日		
警察事務職員採用初級試験					専門試験(総合土木、司書) 択一式40問 120分	
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査	
免許資格職員 採用試験		司書	・昭和59年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成27年3月31日までに国家試験で取得見込みの人			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	・昭和30年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 平成26年9月28日	第1次合格発表日 平成26年10月21日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 平成26年11月2日	第2次合格発表日 平成26年11月18日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査
		総合土木		第3次試験日 平成26年11月30日	最終合格発表日 平成26年12月11日	第3次試験 人物試験 II 個別面接
	建築					
	海外活動等経験者区分	一般行政	・昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			

警察官(巡査)採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成27年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成26年5月11日	第1次合格発表日 平成26年6月3日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分 第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査 国際捜査 I類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	II類	・昭和59年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成26年6月7日 ～7月29日	最終合格発表日 平成26年8月21日	
	III類	・昭和59年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			
	国際捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成27年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成26年9月21日	第1次合格発表日 平成26年10月14日	
	II類	・昭和59年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成26年10月18日 ～11月28日	最終合格発表日 平成26年12月19日	
	III類	・昭和59年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人で、I類、II類に該当しない人(17歳～29歳)			
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	I類	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成27年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成26年5月11日 ～10月21日	第1次合格発表日 平成26年5月下旬 ～10月中旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	III類	・昭和59年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人で、I類に該当しない人(17歳～29歳)	第2次試験日 平成26年8月2日 ～12月6日	最終合格発表日 平成26年12月19日 ～平成27年1月23日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験	一般行政	189	2,880	1,883	803	650	274	6.9	
	福祉	14	104	71	57	53	18	3.9	
	心理	1	39	26	8	5	3	8.7	
	設備	25	154	112	100	77	33	3.4	
	総合土木	54	179	129	104	78	52	2.5	
	建築	6	47	34	25	20	10	3.4	
	化学	12	110	66	48	40	15	4.4	
	農業	15	99	71	60	53	22	3.2	
林業	9	40	32	31	30	14	2.3		
警察事務職員採用上級試験		32	442	289	128	117	36	8.0	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		19	557	418	74	62	23	18.2	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	11	84	62	47	44	16	3.9	
	獣医師	9	32	25	25	22	15	1.7	
	保健師	8	35	28	26	26	11	2.5	
	管理栄養士	1	58	39	8	8	2	19.5	
	司書	3	197	159	17	14	5	31.8	
職員採用初級試験	一般事務	7	172	143	37	26	9	15.9	
	総合土木	3	8	7	6	6	4	1.8	
警察事務職員採用初級試験		8	145	118	33	28	10	11.8	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		18	185	154	80	65	27	5.7	
経験者職員採用試験 ※	民間企業等職務経験者区分	一般行政	5	397	232	14	12 4	5 3	77.3
		設備	2	39	28	10	10 4	4 1	28.0
		総合土木	6	65	43	16	15 9	10 8	5.4
		建築	2	30	22	10	7 3	4 2	11.0
	海外活動等経験者区分	2	33	22	8	9 3	3 2	11.0	
職員採用試験 計		461	6,131	4,213	1,775	1,500	615	6.9	

※ 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	282	3,283	2,236	1,496	1,204	466	4.8
警察官男性	II類	30	1,319	1,011	310	213	67	15.1
警察官男性	III類	170	1,871	1,316	841	715	219	6.0
警察官女性	I類	40	668	363	222	167	65	5.6
警察官女性	II類	15	419	274	124	82	26	10.5
警察官女性	III類	25	459	246	152	117	34	7.2
国際捜査	I類	1	25	16	9	3	0	—
武道・体育指導	I類	6	12	12	10	10	3	4.0
県外募集	I類	32	577	448	35	21	7	64.0
県外募集	III類	28	572	449	71	52	18	24.9
警察官採用試験 計		629	9,205	6,371	3,270	2,584	905	7.0

(2) 採用選考の実施状況（平成26年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	87	87
定例選考 ※2	351	231
身体障害者選考	15	3

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成26年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 241	人 178	倍 1.4	・昭和30年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成26年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成26年5月17日 第2回 平成26年9月6日 第3回 平成27年1月17日	平成26年6月2日 平成26年10月1日 平成27年2月5日	作文試験 1題 120分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者を 対象とした 選考	15	3	5.0	昭和59年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(17歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成26年9月12日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成26年10月19日 第2次選考 平成26年11月17日	1次合格発表日 平成26年11月6日 最終合格発表 平成26年12月19日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成26年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,328	人 1,307	人 345	人 342	人 117	人 117	人 75	倍 17.4
警部補	2,140	2,115	502	498	323	322	217	9.7
巡査部長	2,736	2,714	687	687	463	463	376	7.2

(4) 昇任選考の実施状況（平成26年度）

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	22	22
副部長級	62	62
課長級	77	77
副課長級	152	152
主幹級	435	435
主査級	378	378
警部	92	92
警部補	318	318
巡査部長	348	348

職員の任用に関する規則第20条第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	264人	169人	47人	76人	38人	6.4倍

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成26年10月16日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告等を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

ア 月例給 平成26年4月分の職員給与と民間給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表及び地域手当を引き上げる。

民間(A)	職員(B)	較差(A-B)
400,166 円	398,680 円	1,486 円(0.37%)

- ・ 給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置いて引き上げ、中高年齢層は据置き
- ・ 公民較差の状況を考慮し、地域手当を引上げ(7% → 7.25%)

イ 特別給 平成25年8月から平成26年7月までの1年間の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間の特別給の年間支給割合との比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.17月下回ったことから、年間4.10月とする引上げを行う。

民間	職員
4.12 月	3.95 月

2 給与制度の総合的見直し(平成27年度以降)

- ・ 平成27年度以降、国に準じて、給料表や諸手当を見直す給与制度の総合的見直しを実施する。

<主な見直しの内容>

給料表 世代間の給与配分等の見直しを行った国に準じて、平成27年度に水準引下げ
※職員の給料の激変緩和措置を平成30年3月まで段階的に実施

地域手当 本県においては、県内の民間賃金水準等を考慮し、支給割合を平成30年度まで段階的に引上げ

3 能力・実績を重視した人事管理の推進

- ・ 地方公務員法の改正を機に、全ての職員に人事評価の結果を給与に反映させる仕組みづくりが必要である。
- ・ 能力・実績に基づく人事管理の徹底のため、公平性や客観性、納得性に留意し、法改正の趣旨に即した人事評価制度の整備や運用、更なる定着を図っていくことが重要である。

4 女性職員の活躍促進

- ・ 女性職員の更なる職域拡大や能力ある人材の積極的な登用を進めていくとともに、勤務環境の整備や子育てなどとの両立支援制度の利用を促進していくことも重要である。

5 雇用と年金の接続

- ・ 平成28年度から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられることから、再任用制度を活用し、雇用と年金の確実な接続を図るため、職域の拡大を進めることが必要である。

平成27年1月22日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の失職の特例に関する報告及び意見の申出を行った。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成26年度中に処理したもの

(平成27年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成26年(措)第1号事案	公立学校教諭	勤務時間に関する事等	26. 4. 2	26. 5. 23 取下げ	
平成25年(措)第2号事案	公立学校教諭	研修に関する事	25. 8. 7	26. 8. 28 一部棄却 一部却下	
平成24年(措)第2号及び 平成25年(措)第1号事案	知事部局職員	給与に関する事等	(平成24年(措)第2号) 24. 11. 27 (平成25年(措)第1号) 25. 5. 29	26. 12. 9 棄却	審査併合 (25. 6. 6)
平成26年(措)第3号事案	知事部局職員	業務分担に関する事	26. 9. 16	26. 10. 8 一部却下 27. 3. 23 棄却	

処理 計4事案5件

(2) 係属中のもの

(平成27年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成26年(措)第2号事案	公立学校教諭	勤務時間に関する事等	26. 8. 29	係属中	

係属中 計1事案1件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成26年度中に処理したもの

(平成27年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成24年(不)第2号再審事案	埼玉県教育委員会	転任	26. 3. 31	26. 4. 22 却下	
平成23年(不)第2号再審事案	埼玉県教育委員会	分限免職	26. 6. 25	26. 8. 28 却下	
平成25年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	25. 5. 20	26. 12. 18 棄却	

処理 計3事案3件

(2) 係属中のもの

(平成27年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 12事案	埼玉県教育 委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 125件	
平成25年(不) 第1号事案	埼玉県教育 委員会	減給	25. 3. 8	係属中	
平成26年(不) 第1号事案	警察本部長	懲戒免職	26. 4. 4	係属中	

係属中 計14事案127件

告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

スタジオオーディオミキサーシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成28年3月18日（金）

(4) 納入場所

彩の国ビジュアルプラザ

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 宮下・小松 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月17日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月16日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月17日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年12月17日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年12月3日（木）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年11月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Studio Mixing Console System

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Thursday, December 17, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 4:00 p.m., Wednesday December
16, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Thursday December 17, 2015

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国さいたま総合型地域スポーツクラブ・フォルテ

三 代表者の氏名

渡 邊 真 弓

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目七百九十四番地

（変更後）埼玉県上尾市緑丘三丁目三・十一・二

五 定款に記載された目的

この法人、地域の乳幼児から中高年者、障害の有無などに関わらずすべての人が、スポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

二 代表者の氏名

島 村 孝 一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年十月三十日から平成三十年十月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課に
おいて縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
ヒロクリニツク	医療法人社団 福美会	川口市栄町三―一― 二七 Hiro Bu ild	平成二十七年十月一日
医療法人 新青 会 川口工業総会 合病院附属こども クリニツク	新青医療法人 新青	川口市栄町一―一八― 一〇	平成二十七年十月一日
かけはしクリニツク 大橋 泰彦	川口市青木四―七― 七	川口市青木四―七― 七	平成二十七年九月一日
草加グリーンクリ ニツク 田中 一成	草加市旭町四―七― メゾンウインディB― 〇三	草加市旭町四―七― メゾンウインディB― 〇三	平成二十七年九月一日
医療法人社団医療法人社団 緑成会 新座むさ緑成会 し野クリニツク	新座市野火止五―二― 三五 South V illage 三階	新座市野火止五―二― 三五 South V illage 三階	平成二十七年九月一日
むさし野ファミリ ークリニツク 小島 雄一	吉川市美南五―三― 二―一F	吉川市美南五―三― 二―一F	平成二十七年十月一日
美なみ形成皮フ科 水沼 雅斉	吉川市美南五―三― 二―二F	吉川市美南五―三― 二―二F	平成二十七年十月一日
牛山泌尿器クリニ ツク 牛山 武久	所沢市松葉町七―二 四	所沢市松葉町七―二 四	平成二十七年四月二十 三日
医療法人 徳優 会 ぬかが医院	川口市前川四―二三― 一四	川口市前川四―二三― 一四	平成二十七年七月一日
一本松診療所	医療法人 龍仁 会	鶴ヶ島市下新田一七― 四	平成二十七年七月一日

久中歯科医院	齋藤歯科医院	斉間歯科医院	春日部ソフィア歯科	ひだまり歯科	せきね歯科クリニック	モアプラザ歯科	桜歯科	関歯科医院新座	落合眼科医院	医療法人 産婦人科 木村医院
久中隆	齋藤貢	斉間育夫	宇野賢	村岡亮	関根和幸	川本司	上山奈苗	輝会 医療法人社団 関新座市新座三ー三ー	落合淳郎	科 木村医院
三ー八	三	三	一三ー二〇一号	八ー三	一	三ー四	M, S 一階	一四ー一〇二号	五ー八	一〇
川口市東川口三ー一	新座市石神三ー五	蕨市中央一ー三五	春日部市中央一ー二	東松山市松葉町四ー一	川口市西川口六ー七	熊谷市新堀新田五二	新座市東北二ー三一	関新座市新座三ー三ー	春日部市中央一ー四	幸手市東二ー四〇
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
平成二十七年七月一	平成二十七年七月一	平成二十七年七月一	平成二十七年九月一	平成二十七年十月一	平成二十七年十月一	平成二十七年六月一	平成二十七年七月十	平成二十七年九月一	平成二十七年七月一	平成二十七年七月一

クスリのアオキ 七株式会社 クスリのアオキ	クスリのアオキ 七株式会社 クスリのアオキ	児玉郡上里町七本木一 九〇四一	平成二十七年十月一 日
めじろ薬局 有限会社 アルフ アプランニング	有限会社 アルフ アプランニング	和光市諏訪四一五	平成二十七年十月一 日
イチワタ薬局 親鼻株式会社 イチワタ	イチワタ株式会社 イチワタ	秩父郡皆野町皆野一九 九四一	平成二十七年十月一 日
チューリップ薬局株式会社 セキ薬品	チューリップ株式会社 セキ薬品	入間郡三芳町藤久保二 〇一一	平成二十七年十月一 日
アイセイ薬局 川口株式会社 アイセイ	アイセイ株式会社 アイセイ	川口市前川一〇一五	平成二十七年八月十 七日
前川店 イ薬局	イ薬局	三	
厚川薬局 株式会社 フアミ	株式会社 フアミ	川口市東川口六一九	平成二十七年十月一 日
おひさま薬局 株式会社 エムシ	株式会社 エムシ	川口市芝五二一三	平成二十七年十月一 日
ひなの館一階			
鈴木薬局 熊谷店 株式会社 鈴木薬	株式会社 鈴木薬	熊谷市佐谷田三八一〇	平成二十七年十月十 三日
パール薬局 鶴瀬東口株式会社 パール・オネスト	株式会社 パール・オネスト	富士見市鶴瀬東一八	平成二十七年九月一 日
スギ薬局 ベルク春株式会社 スギ薬局	株式会社 スギ薬局	日部市緑町三一	平成二十七年九月一 日
吉川ゆうき薬局 有限会社 アプラ	有限会社 アプラ	吉川市美南五一三一	平成二十七年十月一 日
みすず薬局 ちしん医療介護パ ートナーズ株式会 社	ちしん医療介護パ ートナーズ株式会 社	幸手市中川崎七五六	平成二十七年七月一 日

仁泉堂薬局	伊藤 昌美	白岡市西八丁四丁一三	平成二十七年七月一日
リリーフ訪問看護リハビリステーション	赤城工業株式会社	熊谷市別府二丁一九一 コーポ大和一〇 一号室	平成二十七年十月一日
ベル訪問看護ステーション	医療法人 鈴木外科病院	本庄市児玉町八幡山二 七四一	平成二十七年九月一日
訪問看護ステーション みやび	株式会社 訪問看護ステーション みやび	桶川市川田谷二八八 三	平成二十七年七月一日
あさか訪問看護ステーション	株式会社 アイエム	朝霞市溝沼五丁三一 五一〇六	平成二十七年七月一日
医療法人財団 健和会 新みさと訪問看護ステーション	医療法人財団 健和会	三郷市采女一丁七六 二階	平成二十七年七月一日
医療法人社団 健和会 会 みさと南訪問看護ステーション	医療法人財団 健和会	三郷市戸ヶ崎三丁七一 八	平成二十七年七月一日
ゆうゆうケア	有限会社 ニューズコーポレーション	北本市東間六丁一三一	平成二十七年七月一日
アカシア訪問看護ステーション	医療法人財団 アカシア会	三郷市早稲田三丁二七 一九 A一〇二	平成二十七年七月一日
医療法人社団 富家会 富家在宅リハビリテーションセンター	医療法人社団 富家会	ふじみ野市亀久保一八 三九一四 富家在宅リ ハビリテーション センター 二階	平成二十七年七月一日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
高井 貞治		ささら整骨院	戸田市下戸田二二五 九 戸田ハイツ一〇九	平成二十七年九月一日
熊澤 とおる		人間整骨院	入間市下藤沢四九〇 一 一〇二	平成二十七年九月三十日
宮本 宜宗		協栄接骨院	東京都新宿区大久保 六 一 一 規格ビル	平成二十七年九月一日
中村 千明		なかむら接骨院	本庄市銀座三三三 二 二 一	平成二十七年十月一日
榎本 一樹		かなで在宅治療院	川口市前川一六 一 一 一	平成二十七年九月二十五日
伊藤 隆		ガーデンマッサージュ治療院	東京都足立区保木間 三 一 三	平成二十七年十一月一日

二 指定施術機関

和光福祉会 訪問看護ステーション	光福祉会	和光市丸山台二一六	平成二十七年七月一日
所沢市医師会訪問看護ステーション	沢市医師会	所沢市上安松一二二四	平成二十七年七月一日
訪問看護ステーション はまさき	医療法人 浜崎医	春日部市備後西三一八 一 五 七	平成二十七年七月一日

楠本 晋	長谷川 貴飛	上野 豊親	土田 実	木下 尚子	小宮 大介	本多 正成	堀山 秀章	川村 晃一郎
上尾鍼灸整骨院	わかば はりきゆう治療院		越谷間久里ステーション	訪問医療マッサージ KEiROW 松崎ビルF	訪問マッサージ湯の花	KEiROW練馬 南ステーション	まごころ治療院 草加店	ガーデンマッサージ治療院
上尾市今泉六〇四―二 マンションアライー〇二	鶴ヶ島市藤金八五―二三	坂戸市伊豆の山町一七―四 三		越谷市下間久里九六―四 松崎ビルF	所沢市狭山ヶ丘一―六九四 一―九	東京都練馬区関町北四―六 一―九	草加市神明一―四―一九― 二―二〇六	東京都足立区保木間三―三 一―三
平成二十七年九月一日	平成二十七年十月一日	平成二十七年九月三十日		平成二十七年十月六日	平成二十七年十月一日	平成二十七年十月二日	平成二十七年九月十七日	平成二十七年十一月一日

告示

埼玉県告示第千二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
宮地薬局	所在地	秩父市中宮地町四八 二四―一六	秩父市中宮地町四― 三三

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前		変更後	
		施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地
原田 博幸		新三郷接骨院	東京都世田谷区松原 二―二六―一五	新三郷さくら接骨院	東京都板橋区大山東 町二八―八 飛田ビ ル一F
手塚 紘央		しらわ整骨院		さくら整骨院	

告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
永井皮膚科	戸田市本町二一六―八一 一A	平成二十七年八月二十六日
株式会社 武蔵野調剤薬局 戸田公園店	戸田市本町二一六―八フ オーシーズ二二戸田公園一 一B	平成二十七年八月三十一日
医療法人社団 正真会 田中脳神経外科クリニック	ふじみ野市清見一―二―一四	平成二十七年七月二十三日
桜歯科	新座市東北二―三〇―二六 三上ビル三F	平成二十七年七月十七日
アイセイ薬局 店	川口前川 川口市前川一―一―五四	平成二十七年八月十六日
医療法人社団 緑成会 新座むさし野クリニック	新座市野火止五―三―一	平成二十七年八月三十一日
牛山泌尿器クリニック	所沢市弥生町二八九〇―三	平成二十七年四月二十二日
有限会社 ユー・ワイ薬局	富士見市鶴瀬東一―八―八	平成二十七年八月三十一日
草加グリーンクリニック	草加市旭町四―七―四 メゾンウインディB一〇三号室	平成二十七年九月一日
関歯科医院	新座市新座三―三―一四 一〇二	平成二十七年八月三十一日

医療法人 桜歯会 アプラザ歯科	モ熊谷市新堀新田五二三―四 モアショッピンングプラザー	平成二十七年五月三十一日
F		

二 指定施術機関

氏名	牧野 泰彦		廃止年月日
住所			
名称	株式会社	福堂	所在地
	招東京世田谷区松原	六―七―一―シン	
所在地	平成二十七年十月六日		

告示

埼玉県告示第千二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

浦忍	氏名	住所	
	名称	施術所	
白山通り整骨院	所在地		
東京都文京区白山五―十三―一			
平成二十七年十月十四日	辞退年月日		

告 示

埼玉県告示第千二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

		特別養護老人ホーム あつたかの家みさと		特別養護老人ホーム つつじの園 新館		特別養護老人ホーム 清風園		名称
		三郷市半田二四一ー一		六		狭山市柏原一ー八五ー		所在地
		社会福祉法人志木福祉会		靖和会		社会福祉法人博心会		開設者名
生活介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設	生活介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設	サービスの種類
平成二十七年十月一日	平成二十七年十一月一日	平成二十七年十一月一日	平成二十七年十一月一日	平成二十七年八月一日	平成二十七年八月一日	平成二十七年八月一日	平成二十七年十月一日	指定年月日

<p>ケアサポート センターしあ わせの森</p>		<p>秩父郡長瀨 町大字本野 上一四四一</p>		<p>株式会社 クシア</p>		<p>居宅介護支援</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>デイサービス センターしあ わせの森</p>		<p>秩父郡長瀨 町大字矢那 瀬一三四七 一五</p>		<p>株式会社 クシア</p>		<p>通所介護</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>フィットネス サロンしあわ せの森</p>		<p>秩父郡長瀨 町大字本野 上一四四一</p>		<p>株式会社 クシア</p>		<p>通所介護</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>中央薬局 国 濟寺店</p>		<p>深谷市国濟 寺四〇四一 六</p>		<p>有限会社 デファ メ</p>		<p>居宅療養管理指導</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>学研ココファ ン北本</p>		<p>北本市中央 二一九五</p>		<p>株式会社 学研ココファ ン</p>		<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>馬室たんぼぼ 翔裕園短期入 所生活介護 (ユニット型)</p>		<p>鴻巣市原馬 室三三三五</p>		<p>社会福祉法人 元氣村</p>		<p>居宅介護支援</p>		<p>平成二十七年十 月一日</p>	
<p>介護予防短期入所 生活介護</p>		<p>短期入所生活介護</p>		<p>介護予防支援</p>		<p>介護予防短期入所 生活介護</p>		<p>平成二十七年六 月一日</p>	

老人保健施設 かみかわ		桶川ロイヤル 薬局		そよ風薬局 鴻巣店	
児玉郡神川 町新里二七 八三一五		桶川市坂田 一七三六一 三		鴻巣市本町 六一五〇七	
社会福祉法人 神流福祉会		株式会社 アーマみらい		株式会社 アーマみらい	
訪問リハビリテ ーション	介護予防訪問リハ ビリテーション	居宅療養管理指 導	居宅療養管理指 導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指
平成二十七年八 月一日	平成二十七年八 月一日	平成二十七年十 一月一日	平成二十七年十 一月一日	平成二十七年十 月一日	平成二十七年十 月一日

告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
訪問介護事業所 ひまわり 埼玉西部	名称	訪問介護事業所 エルスリ ーさいたま狭山	訪問介護事業所 ひまわり埼玉西部	訪問介護
テラスハウス J U N	所在地	狭山市北入曾 八七九 ー ー	狭山市狭山 ー 二 ー 二 ー 二 〇 ー 一	通所介護
デイサービス らく楽上尾	名称	茶話本舗デイ サービス上尾	デイサービス らく楽上尾	通所介護
N P O 法人 ライフアップ サポート	所在地	秩父郡横瀬町 横瀬 ー 九 四 四 ー 一	秩父郡横瀬町横瀬 四 五 四 九 ー 一	居宅介護支援
ケアプラン上 田	所在地	比企郡ときがわ町 西平 六 五 五 ー 七	比企郡ときがわ町 瀬戸元 一 一 〇 ー 三 九	居宅介護支援
セントラルライフケアステーション川口	名称	セントラルいききクラブ 南鳩ヶ谷	セントラルライフ ケアステーション川口	通所介護
ライフアップ サポートお たっしや倶楽部	所在地	秩父郡横瀬町 横瀬 一 九 四 四 ー 一	秩父郡横瀬町横瀬 四 五 四 九 ー 一	通所介護
				介護予防通所介護

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	ラック鳩ヶ谷	だんらんの家 草加
所在地	川口市坂下町二一 六一一	草加市八幡町七〇 一―三
サービスの種類	居宅介護支援	通所介護
休止年月日	平成二十七年九月 三十日	平成二十七年十月 三十一日

告 示

埼玉県告示第千二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

グループホームり んどうの里		アシストハウス井 泉		名称	
○ 久喜市東大輪四〇		七一二		所在地	
生活介護	認知症対応型共同 生活介護	居宅介護支援	介護予防通所介護	通所介護	サービスの種類
三十一日	平成二十七年十月 三十一日	三十一日	平成二十七年八月 三十一日	三十一日	平成二十七年八月 三十一日
三十一日	平成二十七年十月 三十一日	三十一日	平成二十七年八月 三十一日	三十一日	平成二十七年八月 三十一日
廃止年月日					

告示

埼玉県告示第千二百五十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年十月二十三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引上げ等の件

三 日時

平成二十七年十一月三日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さいた ま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか べ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	かすかべ診療所	おおみや診療所	所 浦和民主診療	さいわい診療所	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一―十	埼玉県行田市本丸十八―三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	―十二 埼玉県春日部市谷原二―四	千百十一―二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五―十一―七 埼玉県さいたま市浦和区北	―二十 埼玉県川口市中青木四―一	六 埼玉県川口市仲町一―三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	東松山病院労働組	合	共立医療会労働組	合	南埼玉病院労働組	部	埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	支部	埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部	
	和田 一己		秋山 米子		堀江 健二		保土田 毅		保土田 毅		保土田 毅		保土田 毅		保土田 毅
	東松山病院		吹上共立診療 所		南埼玉病院		大井協同診療 所		あさか虹の歯科		介護老人保健 施設さんとも		所沢診療所		埼玉西協同病 院
	埼玉県東松山市大字大谷四 千百六十一二		埼玉県鴻巣市吹上富士見三 十一十九		埼玉県越谷市増森二百五十 二		埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一一一十五		埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四一二		埼玉県所沢市中富千六百十 七		埼玉県所沢市宮本町二一二 十三二十四		埼玉県所沢市中富千八百六 十五

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
イオンアグリ創造株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	埼玉県羽生市大字下村君字中谷千七番ほか百五十二筆	一四四、六八八
アルファイノベーション株式会社	埼玉県白岡市小久喜千二十二番地三	埼玉県白岡市下大崎字星川端九百七十五番一ほか十七筆	一四、五一六
片山 好信	埼玉県児玉郡美里町大字古郡四百三十六番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千五番ほか二十二筆	二四、九五九
菅野 亜希	埼玉県児玉郡美里町大字白石二千七百四十六番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千三十六番ほか一筆	一、一四七
木村 保	埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字志戸川八百四十番一ほか十筆	一七、二五二
清水 和彦	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣千七百六十八番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字上志渡川二千二十番ほか十三筆	一九、二三八
鈴木 敏夫	埼玉県本庄市児玉町児玉千六百三十八番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字下志渡川二千八十五番	六五三
農事組合法人小茂田穀作組合	埼玉県児玉郡美里町大字小茂田三百二十番地	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切六百八十三番一ほか九筆	一八、五八〇

有限会社みのり	矢島 好彦
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣四百八十一番地二	埼玉県児玉郡美里町大字古郡五百十六番地
埼玉県児玉郡美里町大字古郡石神二十四番ほか六十筆	埼玉県児玉郡美里町大字古郡遠切一ほか十一筆
一〇八、九〇九	二二、四七四

二 認可年月日

平成二十七年十月二十二日

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者		借借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
アグリグリーン株式会社	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県鴻巣市赤城字大和田九百一番号七十一筆	七一、八七五
寺山 将之	埼玉県鴻巣市鎌塚八百八十九番地	埼玉県鴻巣市鎌塚字西裏七百七十二番一ほか九筆	八、六〇四
浅野 勝市	埼玉県加須市駒場五番地	埼玉県加須市駒場字駒場百八十三番ほか十二筆	一二、〇五四
江田 勝義	埼玉県加須市伊賀袋二十二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百九十六番一ほか三十筆	二三、七一四
江田 繁章	埼玉県加須市伊賀袋二十一番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百四番一ほか三十三筆	二四、七四四
江田 章司	埼玉県加須市伊賀袋二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百二十二番二ほか二十筆	一七、〇三三
江田 勉	埼玉県加須市伊賀袋七番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百一番号三ほか十九筆	一七、〇〇八

高橋 秀一	高橋 邦夫	鈴木 豊茂	下岡 隆治	下岡 雅英	下岡 政男	下岡 敏郎	小林 隆雄	小倉 和夫	大谷 寿男	江田 宏	江田 敏夫
埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 四百九十一番地一	埼玉県加須市駒場 百九十番地	埼玉県加須市伊賀 袋四十六番地	埼玉県加須市伊賀 袋五百三十一番地	埼玉県加須市伊賀 袋十四番地	埼玉県加須市伊賀 袋三十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋十三番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 千百十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋四番地	埼玉県加須市伊賀 袋十二番地
埼玉県加須市駒場 字駒場十七番一ほか 十二筆	埼玉県加須市駒場 字三軒五百二番二 ほか五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場百四十九番 ほか二十六筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 五番ほか二十八筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 八番ほか二十筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 番ほか十四筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 九番一ほか五筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百二十 八番一ほか二十八 筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百六十 八番一ほか百四十 二筆	埼玉県加須市飯積 字火打沼二千百九 番一ほか百十七筆	埼玉県加須市伊賀 袋字下窪六百八十 番一ほか六十二筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 二番一ほか二十五 筆
一三、三一二	七、四六五	二四、二九三	三六、〇六八	一五、三七九	一一、一八六	四、四五四	二五、四六〇	一三二、八五三	一三七、六一五	四八、八九四	二一、〇九八

高橋 利充	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 字駒場十六番四ほ か三十二筆	三一、一九八
高橋 雅一	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市駒場 字駒場二十四番ほ か百二十二筆	一〇八、一八三
野澤 保雄	埼玉県加須市本郷 千二百七十五番地	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎四百番一 ほか五筆	五、四八四
萩原 浩	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百三十 一番二ほか九十一 筆	一三〇、三九五
水野 則男	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 字駒場百三十三番 ほか三十筆	二八、五八一
山崎 進也	埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市駒場 字駒場四十三番一 ほか十五筆	一五、八四一
横山 嵩	埼玉県加須市伊賀 袋三百九十二番地 十	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎三百九十 六番四ほか五筆	六、七六七
渡辺 弘	埼玉県加須市駒場 二十番地二	埼玉県加須市駒場 字駒場二百五番ほ か四筆	四、九九〇

二 申請年月日

平成二十七年十月十六日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年十月三十日から平成二十七年十一月十三日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

長瀬町長瀬、井戸、風布地区

四 作業期間

平成二十七年十一月二日から平成二十八年三月七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業地域

所沢市寿町の全域及び日吉町の一部地域

四 作業期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、
大字下日出谷字高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十七年十月三十日

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館空調設備賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成36年2月13日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から平成28年3月13日（日）までの間は、受注者による機器設置及び工事のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料の支払いの対象外とする。

(4) 納入場所

旧埼玉県立玉川工業高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書等の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館総務担当 町田 電話048-523-6291（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月15日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月15日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館 平成27年12月15日（火）午前10時20分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年12月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成27年11月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of air conditioning equipment for the Saitama Prefectural
Library

(2) Deadline for Bid Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, December 15,
2015

By registered mail: 5:00 p.m., Monday, December 14, 2015

In person: 10:00 a.m., Tuesday, December 15, 2015

(3) Contact Information and Mailing Address:

Machida

General Affairs Group

Saitama Prefectural Kumagaya Library

Hakoda 5-6-1, Kumagaya-shi, Saitama-ken 360-0014

Tel: 048-523-6291 (direct)

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市大字新井宿字下巻斗蒔一〇六番三地先から 同市桜町二丁目八一番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十七年十月三十日
備考	平成二十三年二月二十二日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長四一・五〇メートル

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東大久保ふじみ野線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	ふじみ野市駒林元町三丁目 目一番一地从り同市駒 林元町三丁目八番一地从 り	一五・三二〇 三八・〇〇〇	九二・六〇	道路改築事業 による。
新	まで	一〇・〇五〇 三三・〇〇一		

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>東大久保ふじみ野線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市駒林元町三丁目一番一地从先から同市駒林元町八番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年十月三十日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長九二・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長

飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番九地先から同市新宿町三丁目二番九地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一二五・九〇メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	路線名
<p>二地先まで</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三 二番一地先から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・四〇</p>	<p>一一・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八八〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>である。</p>	<p>路予定区域の一部変更</p>	<p>備考</p> <p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父郡長瀨町大字本野上字町六三二番一地从先から 同郡同町大字長瀨字橋場三一四番二地先まで
供用開始の期日	平成二十七年十月三十日
備考	平成二十七年十月三十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示二十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年五月二十日

指令川建セ第二六〇一二五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十月二十七日

川建セ第二七〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上小見野字家附三番町三百二十六四、三百二十九番二、四百二十一番一、四百二十一番二、四百二十二番一、四百二十二番二、四百二十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上小見野三百二十六番一

(有)ポンドアップ 代表取締役 池上 敏浩

告 示

埼玉県病院事業告示第七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成27年度12・1月分）

JIS 1号 197,900リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年12月1日から平成28年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される名称、数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 183,600リットル

平成27年12月

最初の契約に係る入札公告日 平成27年2月13日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年11月25日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年11月25日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成27年11月13日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資

格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 197,9000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. November 25, 2015 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. November 24, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985